

障がい者活躍推進計画

令和2年10月

機関名	内子町教育委員会
任命権者	内子町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
内子町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	内子町教育委員会職員の採用及び人事異動等の事務は、内子町（町長部局）において実施しているため、内子町教育委員会として職員採用の事務を行うことはありませんが、令和2年度以降も、障がい者の積極的な採用が実現するよう内子町（町長部局）に働きかけを行う必要があります。
目 標	
採用に関する目標	各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 3.37% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないようにします。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者雇用推進者として学校教育課長を選任します。 2 障がい者である職員の相談窓口は、総務課人事・給与係が担当します。 3 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体の障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者である職員から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

<p>障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>1 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</p> <p>2 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。</p> <p>(1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。</p> <p>(2) 自力で通勤できることといった条件を設定すること。</p> <p>(3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。</p> <p>(4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</p> <p>(5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。</p>
<p>その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>